

# 釜ヶ淵小学校 いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）

## 「いじめ」の定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット、SNS等、手段を問わない）であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。また、児童の生命に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、学校や家庭、地域が連携していじめの問題の克服に取り組むことができるよう、いじめ防止対策推進法、富山県いじめ防止基本方針、立山町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止やいじめの早期発見・対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「釜ヶ淵小学校いじめ防止基本方針」を策定し、それに基づいて、「未然防止・早期発見・対応」に努めることとする。

## 2 基本的な姿勢

- ・「弱いものをいじめることは、人間として絶対に許されない」との認識を強くもつことが重要である。
- ・いじめられる児童の立場に立った、親身な指導を行うことが大切である。
- ・いじめの問題は、教師、保護者の児童観、人権意識、指導の在り方が問われる問題であることを絶えず自覚することが不可欠である。
- ・いじめは、学校、家庭はもちろん、地域、関係諸機関との連携の下、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

## 3 いじめ防止基本方針

### （1）未然防止

- ① 教職員の人権意識の向上
- ② 子供の人権意識の向上
- ③ 子供が話しやすい雰囲気づくりと教育相談体制の充実
- ④ 地域との協力体制

(2) いじめ発生時の対応の流れ

